

定期積金規定

2025 年 1 月 1 日現在

1. (掛金の払い込み)

定期積金（愛称：スーパー積金、以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときには必ずこの通帳を持参してください。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込記載を取り消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払い込みの遅延)

この積金の払い込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の利回りによる遅延利息をいただきます。

5. (給付補てん金の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の契約残高相当額とともに支払います。
 - ② この積金を第14条第1項により満期日前に解約するときおよび同条第3項または第4項により解約するときは、払込日から解約日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の契約残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
 - ④ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。
この場合、先払日数90日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や届出印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (3) 積金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。積金者（預金者）の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第14条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引の制限等)

- (1) 当行は、積金者（預金者）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金者（預金者）から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している積金者（預金者）は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該積金者（預金者）が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金者（預金者）の回答、具体的な取引の内容、積金者（預金者）の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 当行が定める一定期間動きがない積金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前記1項から4項までに定めるいずれの取引等の制限についても、積金者（預金者）からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この積金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）してこの通帳とともに当行本支店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者（預金者）に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この積金の積金者（預金者）が第11条第1項に違反したとき
 - ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって積金者（預金者）について確認した事項または前条第1項もしくは第2項の定めにもとづき積金者（預金者）が回答または届け出た事項について、偽りがあることが明らかになったとき
 - ④ 前条第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑤ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、積金者（預金者）との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者（預金者）に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 積金者（預金者）が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金者（預金者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 積金者（預金者）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

15. （通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16. （保険事故発生時における積金者（預金者）からの相殺）

- (1) 定期積金規定の第3条にかかわらず、この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について満期が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この積金者（預金者）または第三者の当行に対する債務（保証債務を含む）を担保するために、この積金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には当該債務から、この積金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金者（預金者）の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この積金の利息相当額等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺できるものとします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上